

◎新潟県告示第1021号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり渋海川頭首工管理規程、黒川頭首工管理規程及び鴨田川取水堰管理規程を認可した。

平成27年7月24日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在及び名称  
長岡市喜多町字川原1092番地1  
信濃川左岸土地改良区
- 2 認可年月日  
平成27年7月14日
- 3 認可した管理規程の概要
  - (1) 渋海川頭首工管理規程
    - 第1章 総則
    - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
    - 第3章 点検及び整備に関する事項
    - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
  - (2) 黒川頭首工管理規程
    - 第1章 総則
    - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
    - 第3章 点検及び整備に関する事項
    - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
  - (3) 鴨田川取水堰管理規程
    - 第1章 総則
    - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
    - 第3章 点検及び整備に関する事項
    - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項